

令和4年12月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

- ① T S M C進出効果を最大化する
グランドデザインについて

農 林 水 産 部

T S M C 進出効果を最大化するランドデザインを目指して

農地・担い手支援課

総務常任委員会、経済環境常任委員会
農林水産常任委員会、建設常任委員会 共通

1. 農振除外を伴う土地利用調整への対応～農業と半導体関連産業立地との両立

背景

- ・農振除外がうまく進んでいない。県の方針が必要。
- ・企業集積の好機を逃さないよう、開発手続きの時間短縮が必要。
- ・農用地区域と市街化調整区域が多く立地困難。

課題

農振除外は市町村の権限(県:同意)であり、農地転用についても市(水俣市を除く)が許可権者となっている。県は町村(氷川町除く)のみ許可。

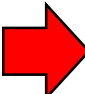
各市町村の対応方針やスキルにバラつきがあり、以下のような課題がみられる。

◎農振除外～手続きに時間がかかる

- ・除外後の具体的事業計画
→待ち受け除外とならない具体的な開発計画が必要
- ・都市計画法等他法令の許可見込み等
→地区計画や開発許可等の見込みが必要
- ・各個別法令の許認可手続き等の工程管理
→同時並行による手続きの実施など効率化が必要

◎農地転用～原則転用不許可

→農用地区域内農地は第1種農地が多く、原則として転用不許可となるため特例法等の活用が必要

 市町村が特例法等を活用して効率的な土地利用調整が行えるよう県が積極的に関与していく

対応方針

農業振興と企業進出の両立を図りつつ、企業進出やそれに伴う住宅団地の整備を迅速かつ円滑に進めるため、市町村と協力し、農用地の集団化や農業の効率化に支障がないよう農村産業導入法に基づく市町村計画等を活用して、基盤整備が行われていない農用地に進出企業や住宅を集約・誘導する。

◎半導体拠点推進調整会議

- ・農振除外を伴う開発案件について、一元的に受け付ける総合相談窓口(農地・担い手支援課)。
 - ・市街化調整区域の地区計画など他法令の手続きと並行して進めるなど、進捗を関係部局(農林、土木、商工、環境等)と共有し、集中的に市町村を支援する。
- (1) 農産法活用の働きかけ
 - ・農産法を活用して進出企業の集約・誘導を図る
 - ・対象 T S M C 周辺地域
 - (2) スキルアップに向けた研修会の実施
 - ・対象 対象市町村の農振、農地、開発、企業誘致の担当者

活用が想定される特例法等

- ・農村産業導入法(市町村実施計画策定、県同意)
対象 安定した就業機会の確保に資する産業
- ・優良田園住宅法(市町村基本方針策定、県建設計画協議)
対象 戸建て住宅(敷地面積300㎡以上、建ぺい率30%以下、容積率50%以下)
- ・その他 都市計画法、農地法、農振法、地域未来投資促進法

2. 県内全域への効果波及に向けた対応

◎T S M C の進出効果への期待

- ・T S M C 進出を契機とした効果を県内全域に波及させる必要がある。

◎市町村との意見交換

- ・T S M C 進出効果の最大化を図るため、市町村が期待することや懸念、取り組みたい施策等について、県内全市町村との意見交換を行う(企画課)。

令和4年12月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

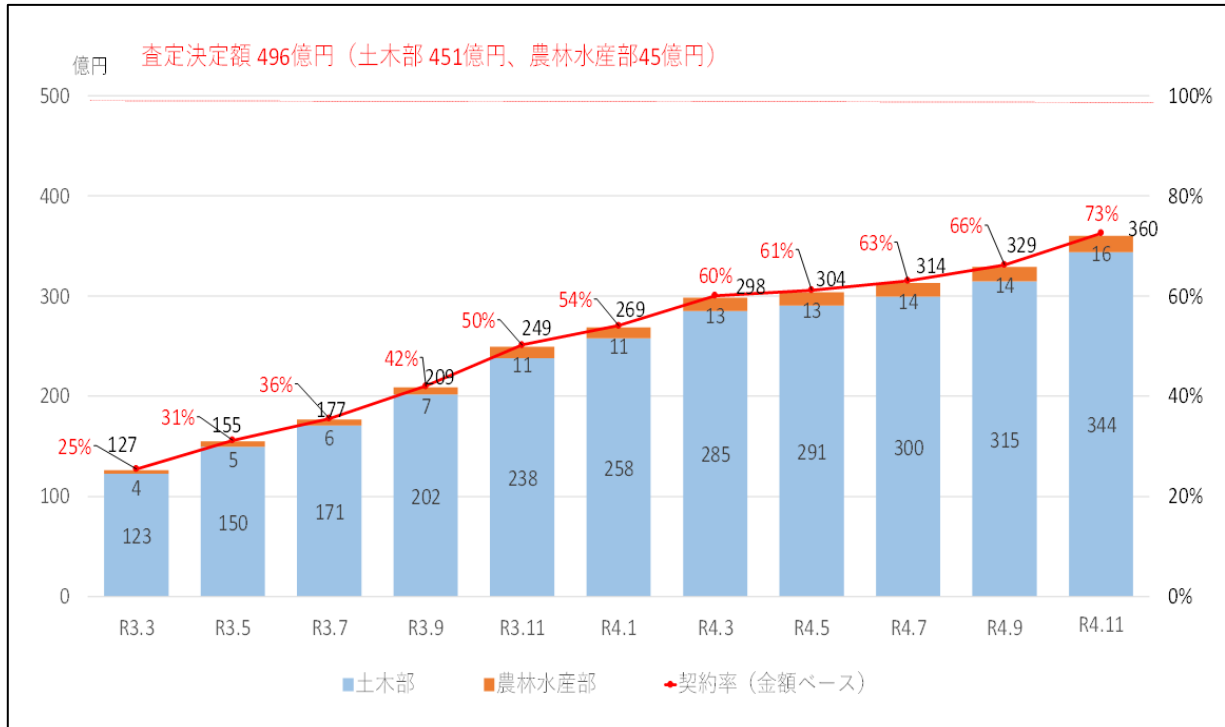
② 災害復旧事業の進捗状況等
について

農 林 水 産 部

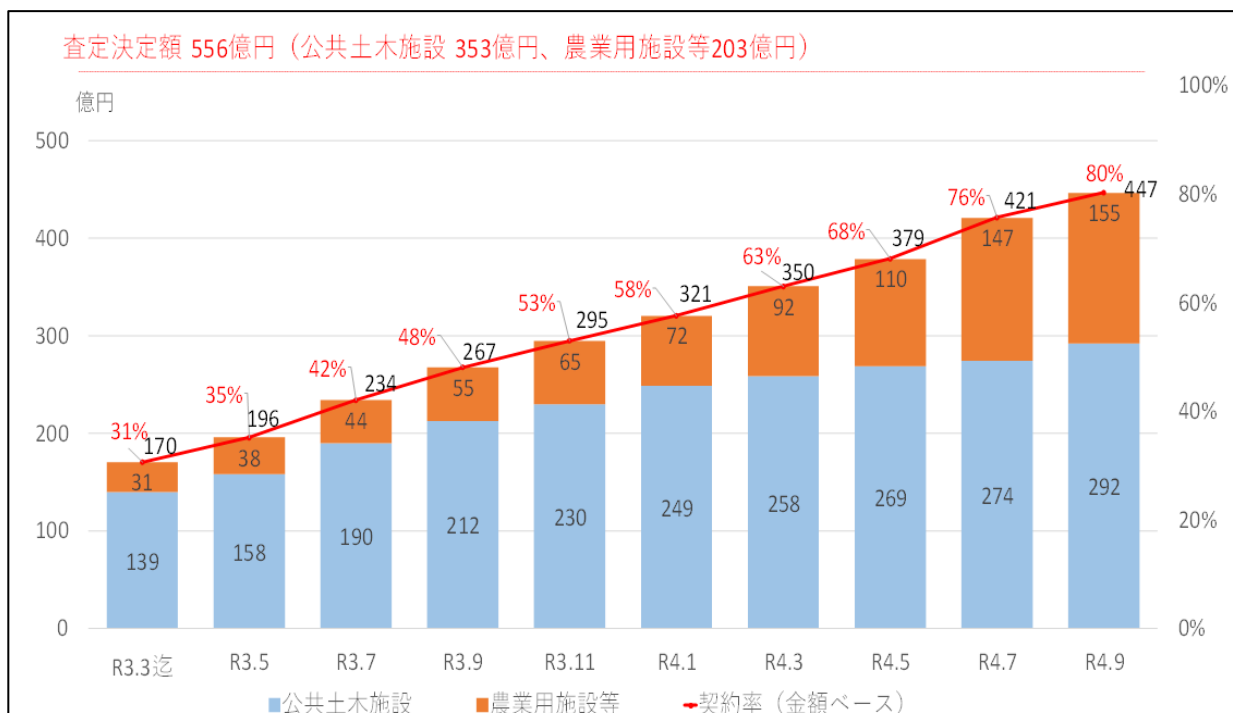
災害復旧事業の進捗状況等について

1 令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況

全体事業費496億円のうち、令和4年11月末の契約額は360億円で、73%が契約済み



《参考》市町村の進捗状況

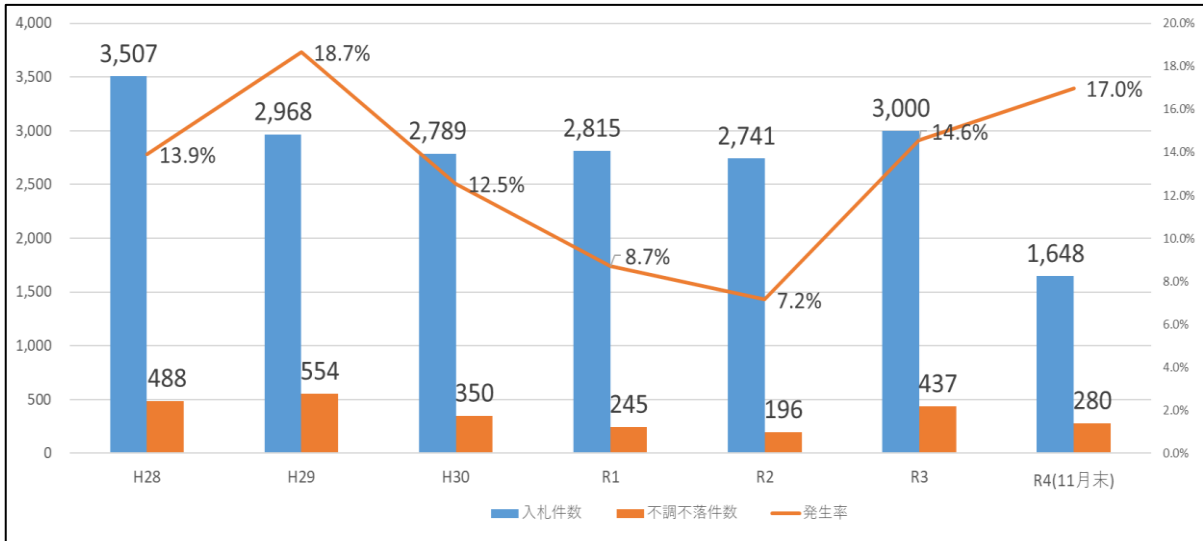


2 県工事（農林水産部・土木部）の不調・不落の状況

県工事の不調・不落率は、令和2年7月豪雨災害以降、令和3年11月にかけて上昇し、その後下降傾向にあったが、令和4年度に入り、発注の増加に伴い上昇している状況。

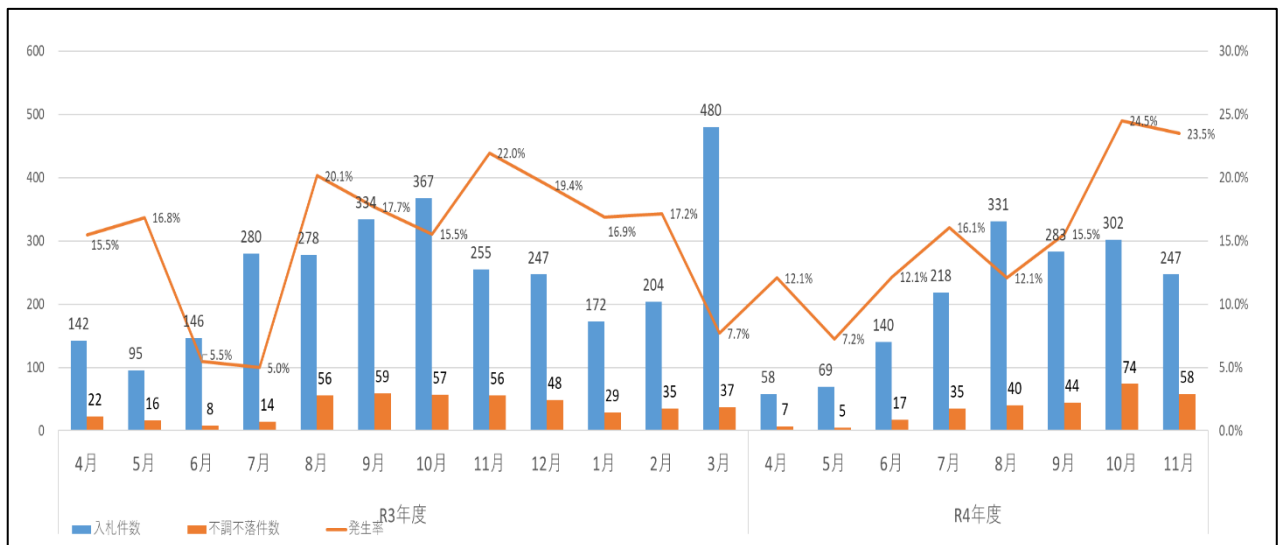
地域別では、令和2年7月豪雨災害に係る災害関連工事が集中している球磨地域において、特に不調・不落率が高くなっている。

① 年度別（熊本地震後）の状況



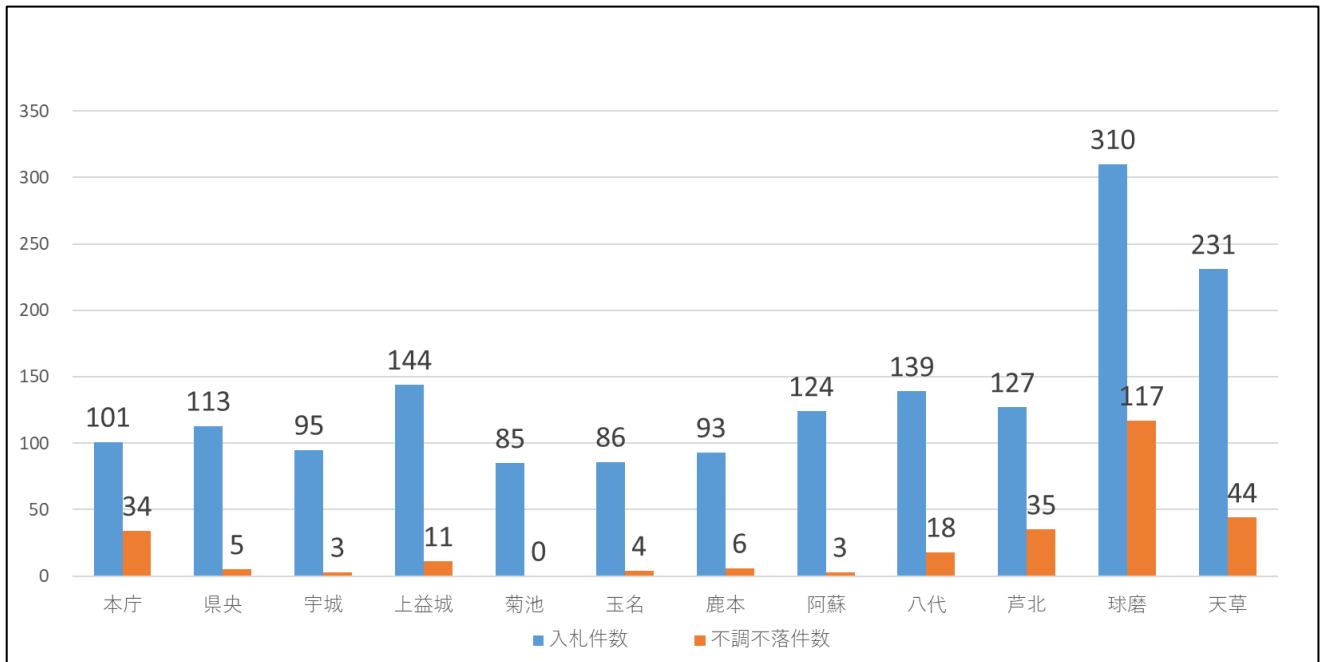
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(11月末)
入札件数	3,507	2,968	2,789	2,815	2,741	3,000	1,648
不調不落件数	488	554	350	245	196	437	280
発生率	13.9%	18.7%	12.5%	8.7%	7.2%	14.6%	17.0%

② 月別の状況



	R3年度												R4年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
入札件数	142	95	146	280	278	334	367	255	247	172	204	480	58	69	140	218	331	283	302	247	
不調不落件数	22	16	8	14	56	59	57	56	48	29	35	37	7	5	17	35	40	44	74	58	
発生率	15.5%	16.8%	5.5%	5.0%	20.1%	17.7%	15.5%	22.0%	19.4%	16.9%	17.2%	7.7%	12.1%	7.2%	12.1%	16.1%	12.1%	15.5%	24.5%	23.5%	

③ 発注機関別（令和4年度）の状況



	本庁	県央	宇城	上益城	菊池	玉名	鹿本	阿蘇	八代	芦北	球磨	天草	合計
入札件数	101	113	95	144	85	86	93	124	139	127	310	231	1,648
不調不落件数	34	5	3	11	0	4	6	3	18	35	117	44	280
発生率	33.7%	4.4%	3.2%	7.6%	0.0%	4.7%	6.5%	2.4%	12.9%	27.6%	37.7%	19.0%	17.0%

3 入札契約制度の今後の運用について

(1) 総合評価制度の令和5年6月定期改定において令和2年7月豪雨災害の工事受注を加点評価

令和5年1月1日から令和5年3月31日までに発注する球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事（土木一式工事）の受注件数を総合評価落札方式（通常工事型）において加点評価する。

(2) 余裕期間を令和5年1月1日から拡大

令和5年1月1日以降に発注する芦北地域振興局及び球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事（土木一式工事）について、余裕期間を最大3か月間から6か月間に拡大する。

(3) 主任（監理）技術者の専任要件等の見直し

建設業法施行令の改正により、令和5年1月1日以降、主任（監理）技術者の専任を要する請負金額が3,500万円以上から4,000万円以上に引き上げとなる。

これを踏まえ、現場代理人の他の現場との兼任について、請負金額3,500万円未満の工事（3件以内）を請負金額4,000万円未満の工事（3件以内）に引き上げる。

【参考】これまでの不調・不落対策（入札契約制度見直し）

時期	実施内容
第1弾 【令和3年1月～】	○指名競争入札対象の拡大（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事） ・災害関連等工事 ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
第2弾 【令和3年4月～】	○指名競争入札対象の拡大（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事）（～令和3年9月） ・災害関連等工事 ・令和2年度予算（未契約繰越分）の国土強靱化等に係る工事 ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ ○総合評価落札方式（簡易型）の拡大等（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事）（土木一式工事～令和3年10月、舗装工事・法面処理工事～令和3年9月） ・災害関連等工事 ・参加資格に施工実績を設定する工事（予定価格が2億円以上5億円未満）で、施工計画の提案を求める総合評価落札方式（基本型）を施工計画の提案を求めない総合評価落札方式（簡易型）に見直し ・予定価格が5億円以上の工事は総合評価落札方式（基本型Ⅱ：施工計画6項目）を総合評価落札方式（基本型Ⅰ：施工計画4項目）に見直し
第3弾 【令和3年10月～】	○指名競争入札対象の拡大の一部延長（土木一式工事）（令和3年10月～令和4年3月） ・災害関連等工事 ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ ○復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の導入（令和3年11月～令和5年3月） ・災害関連等工事（土木一式A1等級工事） ・現行の組み合わせに以下の組合せを導入 【3億円以上5億円未満】 A1・A2・A2（3者） 【7千万円以上3億円未満】 A1・A2（2者） A2・A2（2者）（1億4千万円未満） ○総合評価落札方式（災害関連等工事型）の導入（令和3年11月～令和5年3月） ・地域精進度、地域貢献度の評価項目を設定しない ・復興JVでの入札参加を評価項目に追加（7千万円以上3億円未満） ○総合評価落札方式（通常工事型）における評価項目の改定（令和3年11月～令和5年3月） ・災害関連等工事の受注件数を評価項目に追加
第4弾 【令和4年4月～】	○指名競争入札対象拡大の延長（土木一式工事）（～令和4年9月） ・災害関連等工事 ・3千万円未満を7千万円未満に引き上げ ○復興JV（A2・A2JV）の請負対象金額の引き上げ（～令和5年3月） ・A2・A2JVの請負対象金額を1億7千万円に引き上げ ○現場代理人常駐義務の緩和（期間を限定せず） ・7千万円未満（3件以内）の請負金額合計の上限を廃止
第5弾 【令和4年7月～】	○災害関連等工事（土木一式工事B等級）の発注標準引き上げ（～令和5年3月） ・災害関連等工事 ・1千5百万円未満を3千万円未満に引き上げ ・対象地域 県南広域本部・芦北地域振興局・球磨地域振興局管内

令和4年12月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

③ **みどりの食料システム法に基づく
基本計画の策定について**

農 林 水 産 部

みどりの食料システム法について

みどりの食料システム法※1（令和4年5月2日公布、令和4年7月1日施行）

※1 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

法の趣旨

- 農林漁業及び食品産業の持続的な展開等を図るため、
 - 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する**基本理念等**を定める。
 - 農林漁業に由来する環境負荷の低減を図る事業活動等に関する**認定制度の創設等**※2の措置を講ずる。
 - ※2 みどり投資促進税制（機械・建物を整備する場合の特別償却措置）、資金繰り支援（低利融資）

計画認定制度の流れ

【国】

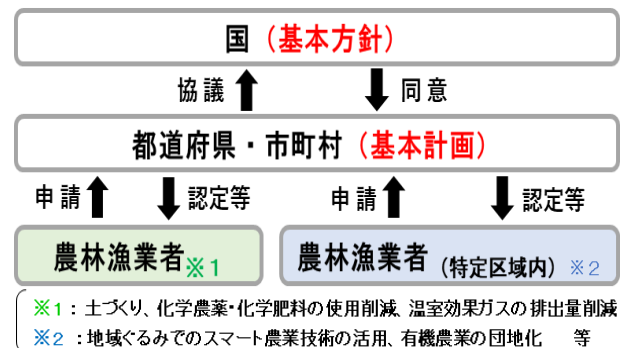
- 環境負荷低減事業活動※3の促進の意義、目標等に関する**基本的な方針**（以下「基本方針」という。）を策定。
 - ※3 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減

【都道府県・市町村】

- 都道府県と市町村は共同して、国の基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する**基本計画**を策定し、農林水産大臣に協議し、その同意をもとめることができる。

【農林漁業者】

- 環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県に申請。
- 都道府県知事が、環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組みを**税制・金融措置により支援**する。



実施状況・今後の予定

- 国の基本方針 R4.9.15公表
 - ・ 環境負荷低減事業活動の促進による目標、求められる事業活動内容、基盤確立事業の内容、農林水産物の流通・消費の促進、その他事項
 - <2030年目標：KPI>
 - ①化学農薬使用量：リスク換算を10%低減
 - ②化学肥料使用量：20%低減
 - ③加温面積でのハイブリッド型施設等の割合を50%に拡大 等
- 県と市町村との協議
 - ・ R4年10月18日・19日 10市町村との意見交換
 - ・ R4年11月11日～28日 全市町村へ意見を照会
- みどりの農林水産業推進協議会【新設の推進体制】
 - ・ R4年11月21日 協議会開催（19組織）
- 基本計画の策定
 - ・ R5年2月までに国の同意を得る予定
- 新たな認定制度の創設
 - ・ 基本計画の策定後、農林漁業者の作成した「環境負荷低減事業活動実施計画」認定を開始

熊本県みどりの食料システム基本計画(案)

計画期間R4年度～R6年度

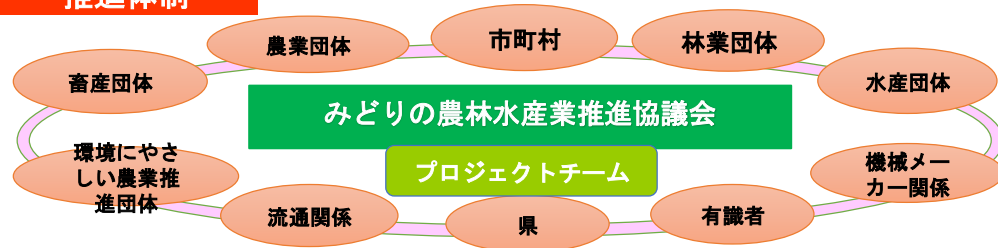
推進方向

「環境にやさしい農林水産業」と「稼げる農林水産業」の両立

環境負荷低減に関する目標 (KPI)

○化学農薬の低減	H29年比 20%低減 (R6)
○化学肥料の低減	H29年比 20%低減 (R6)
○施設園芸の加温面積における 燃油使用削減に取り組む面積割合	H29 : 50% ⇒ R6 : 90%

推進体制



推進方針・方策

I くまもとグリーン農業の推進

(1) 持続可能な栽培体系への転換

- ①持続性の高い農業生産方式を構築する技術及び総合防除の取組拡大
- ②土壌分析や作物の特性に基づく適正施肥
- ③地域未利用資源等の利活用推進
- ④「グリーン農業」の高度化推進
- ⑤スマート農業等の先端技術の導入推進

II CO₂のゼロエミッション化 (温室効果ガスの削減)

(1) 温室効果ガスの排出削減

- ①省エネ施設・機械等の導入推進
- ②加温に頼らない作型や品種への転換など新たな栽培方法等の導入推進
- ③有機物の施用による土壌炭素貯留推進
- ④林業におけるCO₂削減(省エネ型高性能機械の導入等)
- ⑤水産業におけるCO₂削減(省エネ機器、設備の導入等)

(2) 温室効果ガスの吸収促進

- ①優良農地の確保と有効活用によるCO₂吸収促進
- ②農地土壌における炭素吸収促進
- ③適切な森林整備等によるCO₂吸収促進
- ④浅海域での藻場造成など海中におけるCO₂吸収促進

III 推進方針・方策を基幹的に支える取組

(1) 基盤確立事業の導入・普及推進

- 民間企業などが開発した新たな技術・機械等の導入推進
- 試験研究や学術機関と連携した環境負荷軽減の技術確立の加速化

(2) スマート農業の有効活用と農業支援サービス事業体の育成

- 化学肥料・農薬の削減につながるスマート農業技術の実証
- サービス事業体の育成やスマート農機のシェアリングの推進

(3) 有機農業の取組拡大に向けた環境整備

- 有機農地の集約化による団地化の推進、サポート体制の整備

(4) 耕畜連携の推進

- ①堆肥の高品質化推進
- ②堆肥の広域流通及び利活用の推進
- ③国産濃厚飼料(飼料用米等)への転換推進

(5) 環境にやさしい農産物の流通拡大と消費者への理解促進

- ①グリーン農産物の流通促進と消費者への理解促進
 - 購入機会拡大と情報発信
 - 流通網の整備と販路拡大
 - 学校給食での利用に向けた環境整備、子供たちへの理解促進
- ②安全安心な農林水産物生産の取組推進
 - 食の安全の「見える化」推進(GAP・畜産GAPの導入推進)
 - GAP指導員の育成と国際水準GAPへの取組推進
 - 森林認証の取得拡大と適正養殖業者認証制度の推進等

令和4年12月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

④ 水田活用の直接支払交付金の交付対象
水田の見直しについて

農 林 水 産 部

(1) 水田活用の直接支払交付金の概要

- 交付金の趣旨

米の安定供給や食料自給率・自給力の向上など、水田のフル活用を図るため、麦、大豆等の主食用米以外の作付推進や、地域の特色ある産地づくりを交付金により支援。

- 支援内容

国が定める麦、大豆等の戦略作物の作付けを支援する「①戦略作物助成」、県及び地域農業再生協議会（以下「地域協議会」）が策定する水田収益力強化ビジョンに基づき、需要に応じた作物生産や産地づくりを支援する「②産地交付金」を中心に、取組みを支援。

- 交付対象水田面積 約64,800ha

- 主な交付金の交付内容（10aあたり）

① 戦略作物助成

対象作物(基幹作のみ)	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35千円
WCS用稲	80千円
加工用米	20千円
米粉用米、飼料用米	55~105千円 (収量に応じて)

② 産地交付金 国設定

対象作物	交付単価
米粉用米、飼料用米	6千円
そば、なたね(基幹作)	20千円
新市場開拓用米 (3年以上契約の場合)	20千円 (30千円)
地力増進作物(基幹作)	20千円

産地交付金 県設定

対象作物	交付単価
麦、大豆	3千円
米粉用米、飼料用米	5千円
そば、なたね、飼料作物	3千円
加工用米	10千円
高収益作物(野菜、果樹等)	3千円

※ 対象作物、交付単価以外に、対象作物ごとに要件あり。

※ ②産地交付金については、国、県に加え、各地域で「地域設定」を設定(対象作物、交付単価、要件)のうえ加算。

※ 対象作物によっては、①、②(国設定、県設定、地域設定)を重複して交付。

- 交付状況

年度	国 予算額	県 交付実績
R2年度	3,050億円	135億円
R3年度	3,050億円	136億円
R4年度	3,050億円	—

水田活用の直接支払交付金
交付イメージ(10aあたり)

大豆 + 麦

(交付額)

戦略作物助成	35千円	(大豆)
産地交付金(県)	6千円	(大豆+麦)
産地交付金(地域)	+ α	
<hr/>		
	41千円 + α	

飼料作物(二期作)

(交付額)

戦略作物助成	35千円	(表作)
産地交付金(県)	3千円	(裏作)
産地交付金(地域)	+ α	
<hr/>		
	38千円 + α	

(2) 交付対象水田の見直し経緯

H28年 財務省 予算執行調査

- 現況で米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を交付対象から除外すべき
- そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、地域協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

H29年 農林水産省 制度見直し

- 水田機能を持たない下記の農地は、交付対象水田から除くこととし、要綱に反映(H29年4月1日付け)
 - ① たん水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ② 用水供給設備(用水路等)を有しない農地

畦畔
(けいはん)



○ 交付対象



畦畔がない

× 交付対象外

[写真は国資料から引用]

R3年 12月 農林水産省 新たな見直し方針

- H29年からの現行ルールを再徹底
- 現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4年~R8年)に一度も水張り(水稻作付け)が行われない農地は、R9年度以降交付対象水田としない方針

※ 現場の課題を把握するため、5年間の水張りを困難とする事情についての調査を実施。R4年秋頃にルールを具体化。

(3) 5年水張りルールの具体化

- R4年11月9日に開催された農林水産省主催の「水田農業における需要に応じた生産の推進に関する全国会議」において、「5年水張りルールの具体化」が新たに示された。
- 県は、この会議を受け、11月24日に市町村や地域協議会に対して説明会を開催。

5年水張りルールの具体化内容

- 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない。

【目的】

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す。
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す。

- ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付け計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
 - ① たん水管理を1か月以上行う。
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない。

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

(4) 県の対応

① 国への要望状況

- R4年5月、10月の「国の施策等に関する提案・要望」において、国に要望。

【提案・要望の内容（10月期 抜粋）】

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しにあっては、地域特有の課題等の十分な検証と運用をお願いしたい。

② 県内の課題（R4年4月～7月調査）

- R3年12月に出された農林水産省の新たな見直し方針を受け、県内各地域の課題を調査・集約し、国に報告。
- 各地域から寄せられた課題は下記のとおり。

【各地域から寄せられた主な課題】

- ・ 熊本地震や令和2年7月豪雨の影響で、現状で水張り困難な農地あり。
- ・ 中山間を中心に、水稻以外の作物を組み合わせた生産体系が定着。交付金対象外となれば、離農や耕作放棄地増加の懸念あり。
- ・ 麦、大豆、そば、飼料作物等の戦略作物は収入に占める交付金の割合が高く、対象外となれば、営農継続に支障を来す。

③ 今後の方針

- 5年水張りルール具体化を受け、水張り困難な農地の一筆調査を行い（11月22日付けで地域協議会に依頼中）、見直しにより影響を受ける具体的な農地の所在や要因を把握する。
- 調査により判明した課題に対しては、地域協議会と連携してブロックローテーションの構築など対応策を講じるとともに、地域の農業者が安心して営農を継続できるよう、必要に応じて国に提案、要望する。

令和4年12月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

⑤ 高病原性鳥インフルエンザへの対応
について

農 林 水 産 部

令和4年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況 (農林水産省)

○家きん 19道県37事例 (令和4年12月16日時点)

地域	県例数	発生日	用途	羽数(約)	亜型
1 岡山県倉敷市	1	10/28	採卵鶏	17万羽	H5N1
2 北海道厚真町	1	10/28	肉用鶏	17万羽	H5N1
3 香川県観音寺市	1	11/1	採卵鶏	4万羽	H5N1
4 茨城県かすみがうら市	1	11/4	採卵鶏	104万羽	H5N1
5 岡山県倉敷市	2	11/4	採卵鶏	51万羽	H5N1
6 北海道伊達市	2	11/7	肉用鶏	15万羽	H5N1
7 岡山県倉敷市	3	11/11	採卵鶏	3.4万羽	H5N1
8 和歌山県白浜町	1	11/11	あひる等	約60羽	H5N1
9 兵庫県たつの市	1	11/13	採卵鶏	4.4万羽	H5N1
10 鹿児島県出水市	1	11/18	採卵鶏	12万羽	H5N1
11 新潟県阿賀町	1	11/18	肉用鶏	15万羽	H5N1
12 宮崎県新富町	1	11/20	採卵鶏	16万羽	H5N1
13 青森県横浜町	1	11/20	肉用鶏	12.2万羽	H5N1
14 香川県観音寺市	1	11/22	肉用鶏	2.4万羽	H5N1
15 香川県観音寺市	2	11/23	採卵鶏	1.4万羽	H5N1
16 宮城県気仙沼市	1	11/23	肉用鶏	2.1万羽	H5N1
17 鹿児島県出水市	2	11/24	採卵鶏	7万羽	H5N1
18 千葉県香取市	1	11/26	あひる(あいがも)	約20羽	H5N1
19 鹿児島県出水市	3	11/27	採卵鶏	47万羽	H5N1
20 福島県伊達市	1	11/29	肉用鶏	1.7万羽	H5N1
21 和歌山県和歌山市	2	11/30	採卵鶏	4.6万羽	H5N1
22 鳥取県鳥取市	1	12/1	採卵鶏	11万羽	H5N1
23 鹿児島県出水市	4	12/2	採卵鶏	12万羽	H5N1
24 鹿児島県出水市	5	12/4	採卵鶏	3.4万羽	H5N1
25 愛知県豊橋市	1	12/5	採卵鶏	31万羽	H5N1
26 佐賀県武雄市	1	12/6	採卵鶏	3万羽	H5N1
27 鹿児島県出水市	6	12/7	採卵鶏	6万羽	H5N1
28 福島県飯館村	2	12/7	採卵鶏	10万羽	H5N1
29 山形県鶴岡村	1	12/8	採卵鶏	2.7万羽	H5N1
30 鹿児島県出水市	7	12/8	採卵鶏	6.3万羽	H5N1
31 愛知県豊橋市	2	12/8	あひる(あいがも)	0.1万羽	H5N1
32 鹿児島県出水市	8	12/9	採卵鶏	22万羽	H5N1
33 香川県三豊市	4	12/11	採卵鶏	8万羽	H5N1
34 鹿児島県出水市	9	12/11	採卵鶏	2.2万羽	H5N1
35 青森県三沢市	2	12/15	採卵鶏	137万羽	H5
36 広島県世羅町	1	12/16	採卵鶏	12万羽	H5
37 沖縄県金武町	1	12/16	採卵鶏	4.5万羽	H5

R2年度比 計 625万羽(疫学関連農場含む)
 +11事例
 R3年度比 +28事例

○野鳥 18道県110事例 (令和4年12月14日時点)

地域	検体	判明日	種名	回収羽数	亜型
110 熊本県長洲町	死亡野鳥	12/14	クロツラヘラサギ	1	H5

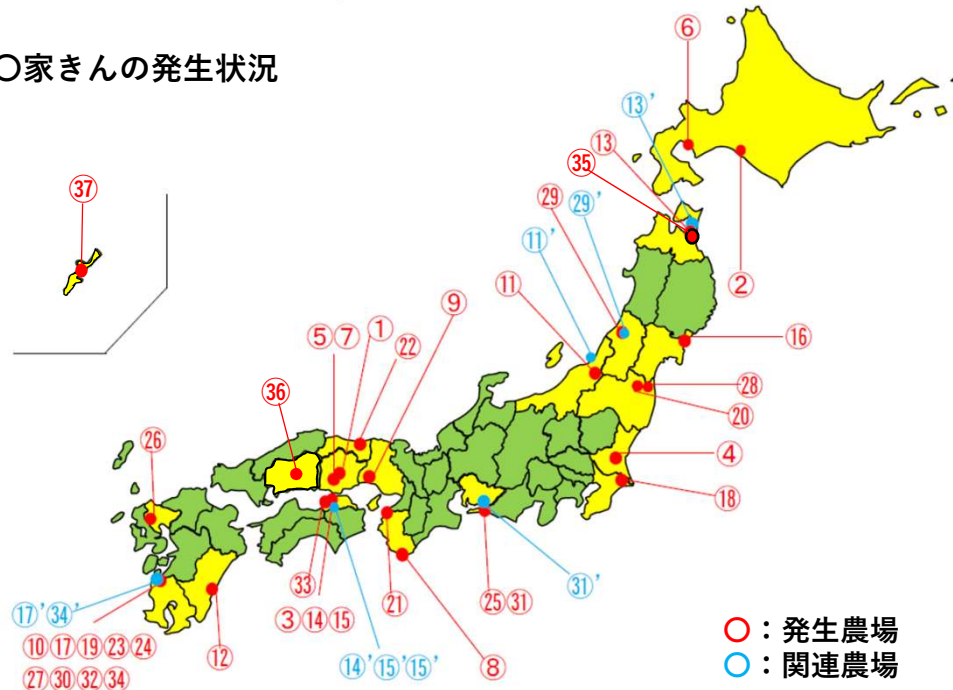
R2年度 +86事例
 R3年度比 +102事例

○飼養鳥 2県3事例 (令和4年12月14日時点)

○家きん・野鳥の発生状況



○家きんの発生状況



九州の発生状況

R4年12月16日現在

年度	H26	H27	H28	H29	H30 ～ R1	R2	R3	R4
福岡県						11月25日 1事例:約9.2万羽		
佐賀県	1月18日 1事例:約4.5万羽		2月4日 1事例:約7.1万羽					12月6日 1事例:約3万羽
長崎県								
熊本県	4月13日 1事例:約11.2万羽		12月27日 1事例:約9.2万羽				12月3日 1事例:約6.7万羽	
大分県						12月10日 1事例:約1.4万羽		
宮崎県	12月16日、18日 2事例:4.6万羽		12月19日～ 1月24日 2事例:約18万羽			12月1日～ 2月25日 12事例:約85.3万羽		11月20日 1事例:約16万羽
鹿児島県						1月13日 1事例:約3.2万羽	11月13日～ 1月13日 3事例:約10.2万羽	11月18日～ 12月11日 9事例:約126.1万羽
沖縄県								12月16日 1事例:約4.5万羽
全 国	(4月13日) 12月16日～ 1月18日 6事例:約38万羽	—	11月28日～ 3月24日 12事例: 約166.7万羽	1月11日 1事例: 約9.1万羽	—	11月5日～ 3月13日 52事例: 約987万羽	11月10日～ 5月14日 25事例: 約189万羽	10月28日～ 12月16日 37事例: 約625万羽

県内での
発生事例

【平成26年度】

確定日：平成26年4月13日
 発生地：球磨郡多良木町、
 相良村※関連農場
 分類：肉用鶏
 処分数：約112,000羽

【平成28年度】

確定日：平成28年12月27日
 発生地：玉名郡南関町
 分類：採卵鶏
 処分数：約92,000羽

【令和3年度】

確定日：令和3年12月3日
 発生地：玉名郡南関町
 分類：肉用鶏
 処分数：約67,000羽

I 平時における対応

1 情報提供及び注意喚起

- 全養鶏農場※、関係機関に発生の都度通知
- 熊本県防災メールサービスにより発信

2 鳥インフルエンザ特別防疫対策期間の設定

- 令和4年11月1日～翌年4月30日

3 養鶏農場への立入検査・衛生管理指導等

- 4月から10月までに全養鶏農場※を終了

4 モニタリング検査（PCR検査等）

- 定点モニタリング：15戸、毎月実施
- 強化モニタリング：30戸、10月～5月

5 飼養衛生管理基準7項目の自主点検報告

（各農場毎月1回報告：10月～5月）

- 10月は全養鶏農場※の遵守確認（205農場）

6 マニュアルの改訂、防疫研修・防疫演習

- 年度当初の防疫研修会（4月15日）
- マニュアルの改訂（9月）
- 新たなマニュアルに基づく研修会
 - ・防疫作業班リーダー研修（10月11日）
 - ・支援対策本部応援要員向け研修（10月11日）
 - ・連絡補助員向け研修（10月11日）
- 県鳥インフルエンザ防疫演習（10月27日）
- 各地域振興局主催の防疫演習（10月～11月）

【熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づく防疫態勢】

- ・レベル1：国内発生 畜産課に防疫総括班の設置
- ・レベル2：九州内発生 県対策会議の設置（議長：農林水産部長）
- ・レベル3：県内発生 県防疫対策本部の設置（本部長：知事）

II 発生を受けての対応

1 岡山県・北海道の農場における発生（10月28日）

- 国内初発を受け防疫態勢レベル1へ
- 熊本県鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議の開催
 - ・農業団体等関係機関を参集し情報提供
- 全養鶏農場※に対して健康状態の確認（205農場）

2 知事による消毒命令の発出（11月2日）

- 全養鶏農場※に消石灰1万袋（20kg）を配付開始
 - ・12月10日配付終了

3 鹿児島県出水市の野鳥等での発生（11月2日）

- 水俣市の一部が野鳥監視重点区域に入ったことを受け、3農場の立入検査と消石灰配付
 - （採卵2農場：3,600羽、肉用1農場：21,000羽）

4 鹿児島県の農場における発生（11月18日）

- 九州初発を受け防疫態勢レベル2へ
- 熊本県鳥インフルエンザ対策会議の開催
 - ・本県関係部局の協力体制の確立及び連絡調整を図る
- 全養鶏農場※に対して情報提供・注意喚起及び健康状態の確認（205農場）

5 鹿児島県発生後の防疫対応状況（11月18日～）

- 家保による消石灰の散布状況確認の前倒し
 - ・電話による確認：12月2日までに全養鶏農場※の散布を確認
 - ・立入検査による現場確認：12月9日までに終了
- 養鶏農場、関係機関に発生の都度情報提供・注意喚起
- 自主点検：11月・12月も全養鶏農場※遵守（205農場）

6 長洲町の野鳥陽性事例を受けての対応（12月13日～）

- 半径3キロ以内の2農場に立入検査（異常なし確認）
- 全養鶏農場※、関係機関に情報提供・注意喚起

※全養鶏農場：100羽以上飼養

知事による消毒命令

9月25日に死亡野鳥、10月28日に養鶏場での発生が確認されて以降、過去にない早い時期から発生が相次いでおり、本県における発生リスクが高まっていることから、家畜伝染病予防法に基づく、知事による消毒命令を発出し、全養鶏農場の消毒を実施。ウイルスの農場内侵入を遮断する。

併せて、家畜保健衛生所の農場への立入指導を強化する。

熊本県告示第782号の2

家畜伝染病予防法第9条の規定により、次のとおり家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。）の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則第15条の規定により告示する。

令和4年（2022年）11月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施の目的

熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための緊急措置

2 実施する区域

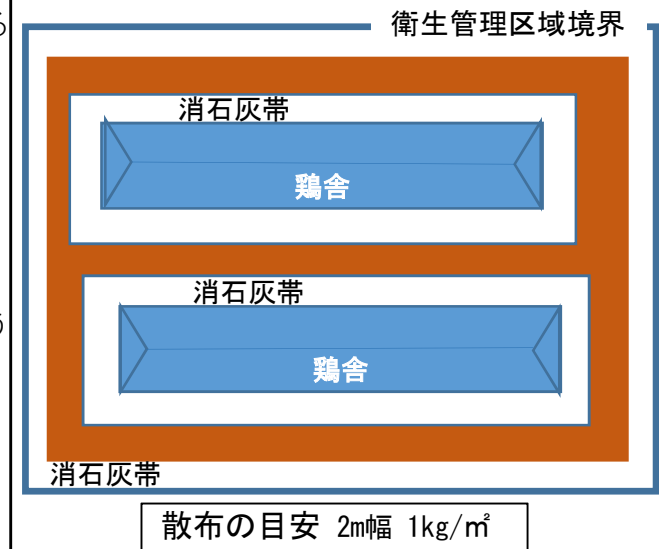
熊本県内全域における家きんの飼養施設であって飼養羽数が100羽以上（だちょうにおいては10羽以上）のもの及び家畜防疫員が必要と認める飼養施設

3 実施期間

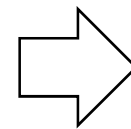
令和4年（2022年）11月5日から令和5年（2023年）1月31日まで

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬を飼養施設内（鶏舎周囲及び衛生管理区域境界）に散布する。



平時からの対応 入口の石灰散布

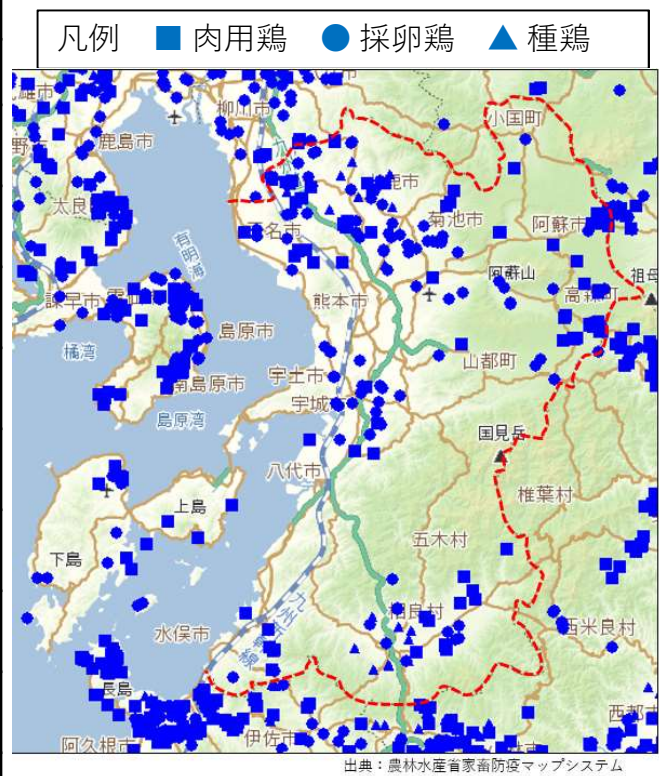


鶏舎周囲及び衛生管理区域周囲の石灰散布

県内養鶏農場数（地域振興局毎）

	合計							
			採卵鶏		肉用鶏		種鶏等	
	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数
熊本	8	179,170	7	133,370	1	45,800	0	0
宇城	12	548,849	11	524,849	1	24,000	0	0
玉名	29	1,573,395	10	538,245	15	859,850	4	175,300
鹿本	14	497,020	4	65,020	5	213,800	5	218,200
菊池	24	1,391,294	19	924,864	3	392,000	2	74,430
阿蘇	48	1,402,897	11	6,193	37	1,396,704	0	0
上益城	9	450,570	3	176,570	6	274,000	0	0
八代	5	125,752	2	452	3	125,300	0	0
芦北	8	213,700	2	33,300	6	180,400	0	0
球磨	31	694,614	10	69,132	12	433,500	9	191,982
天草	17	43,390	8	15,740	9	27,650	0	0
計	205	7,120,651	87	2,487,735	98	3,973,004	20	659,912

（熊本県「定期報告（R4.2.1現在）」）

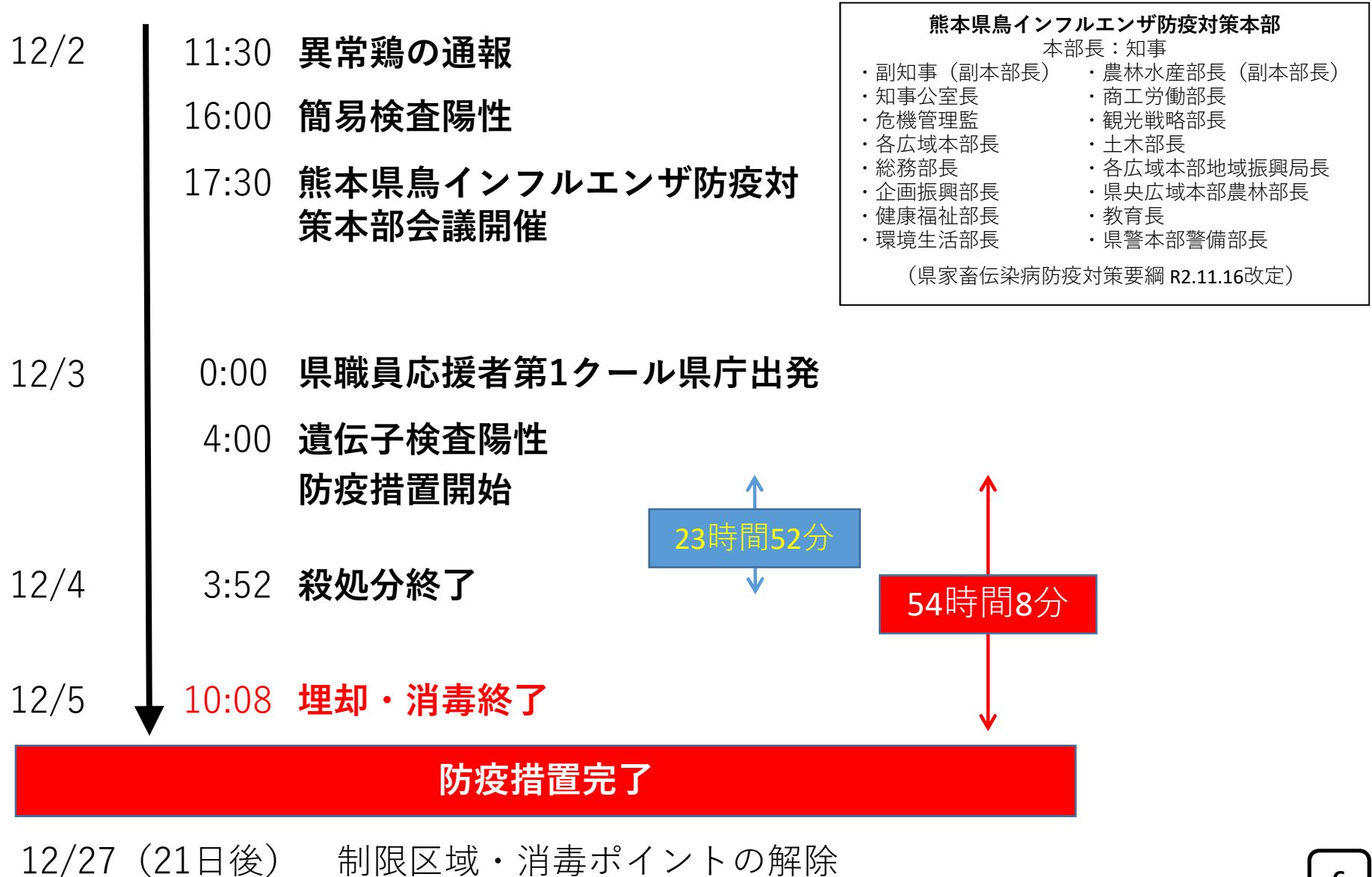


全国における本県の位置（飼養羽数：千羽）

	採卵鶏 (成鶏めすのみ)	肉用鶏
全国	137,291	139,230
熊本県	2,125 (22位)	3,848 (7位)

（農林水産省「畜産統計（R4年）」）

令和3年度発生時の対応



令和4年12月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

⑥ 令和3年度の野生鳥獣による
農作物の被害状況について

農 林 水 産 部

(1) 県全体の農作物の被害状況について

- 本県の令和3年度における野生鳥獣による農作物被害額は、前年度より**約1,000万円減少(前年度比-2%)**し、**5億3,761万円**となっている。(図1、表1)
- 平成28年度以降、**イノシシ・シカ等による被害額は減少**しているものの、**カモ類による被害が増加**しており、被害額全体では依然高い水準で推移している。(図1)
- 鳥獣種別では、前年度より、**カモ類の被害額が大幅に増加(+73%)**し、**他の鳥獣種では被害額は減少**した。(表1)
イノシシによる被害が全体の約38%、次いでカモ類が約34%、シカが約10%となっている。(図2)
- 作物別では、**野菜の被害額が全体の約47%**、次いで果樹が約28%、米が約15%となっている。(図3)

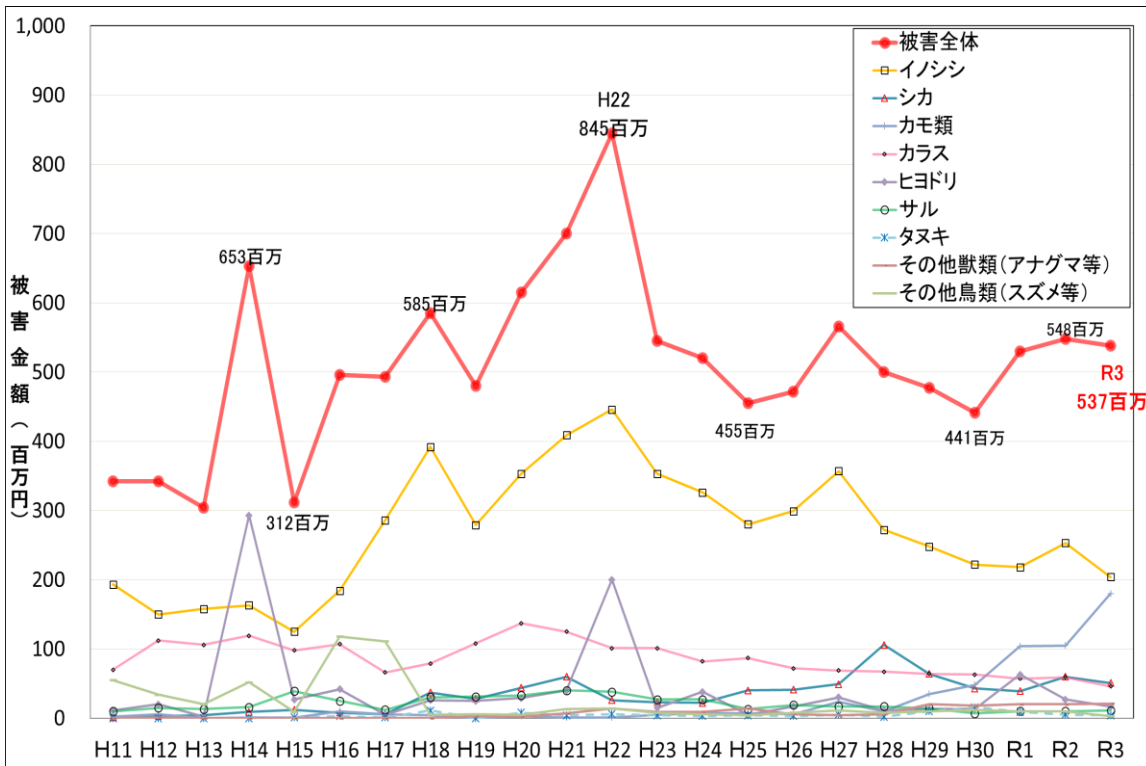


図1 被害額の推移

表1 令和3年度被害額

青文字：減少、赤文字：増加

項目	被害額	対前年度増減率	前年度からの増減額
全 体	5億3,761万円	▲2%	約1千万円 減少
イノシシ	2億442万円	▲19%	約4千8百万円減少
カモ類	1億8,048万円	73%	約7千6百万円増加
シカ	5,094万円	▲14%	約9百万円減少
カラス	4,630万円	▲21%	約1千2百万円減少
ヒヨドリ	1,699万円	▲36%	約1千万円 減少
サル	1,058万円	3%	約0.3百万円増加
その他獣類(タヌキ等)	2,507万円	▲2%	約0.4百万円減少
その他鳥類(スズメ等)	282万円	▲72%	約7百万円減少

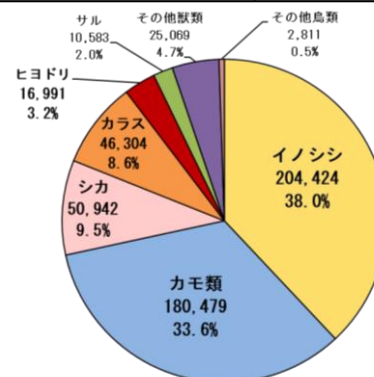


図2 鳥獣種別被害額(千円)

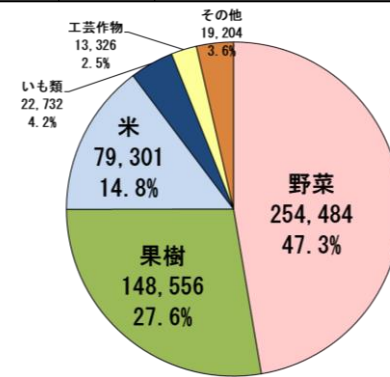


図3 作物別被害額(千円)

(2) 地域別での被害状況(前年度比較)について

- ▶ 地域別では、最も被害額が大きい八代地域が県全体の約25%を占め、次ぐ玉名地域が約16%、宇城地域、熊本地域が約12%を占めている。
- ▶ 被害額の前年度比較では、八代(前年度比-20%)、宇城(-15%)、熊本(-11%)、阿蘇(-27%)、天草(-18%)、上益城(-24%)、菊池(-12%)、鹿本(-55%)で減少し、玉名(+254%)、球磨(+41%)、芦北(+52%)で増加した。
- ▶ 鳥獣種別では、イノシシによる被害額が芦北・菊池地域を除く9地域で減少し、カモ類の被害額が八代・玉名・熊本地域で増加した。

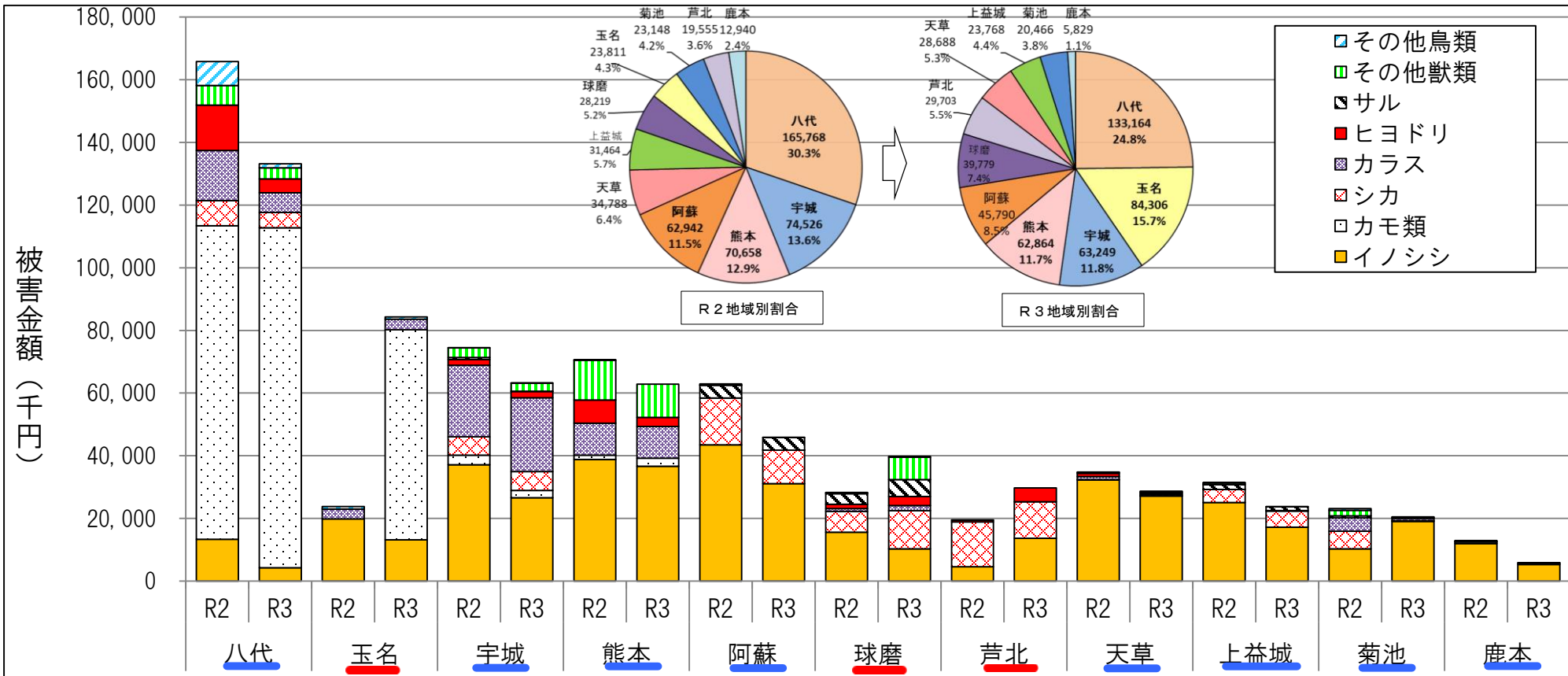
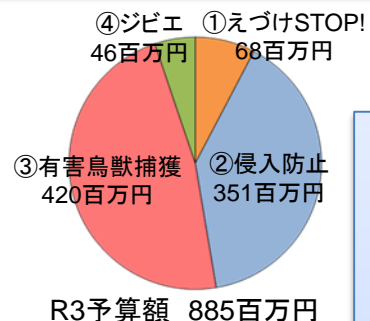
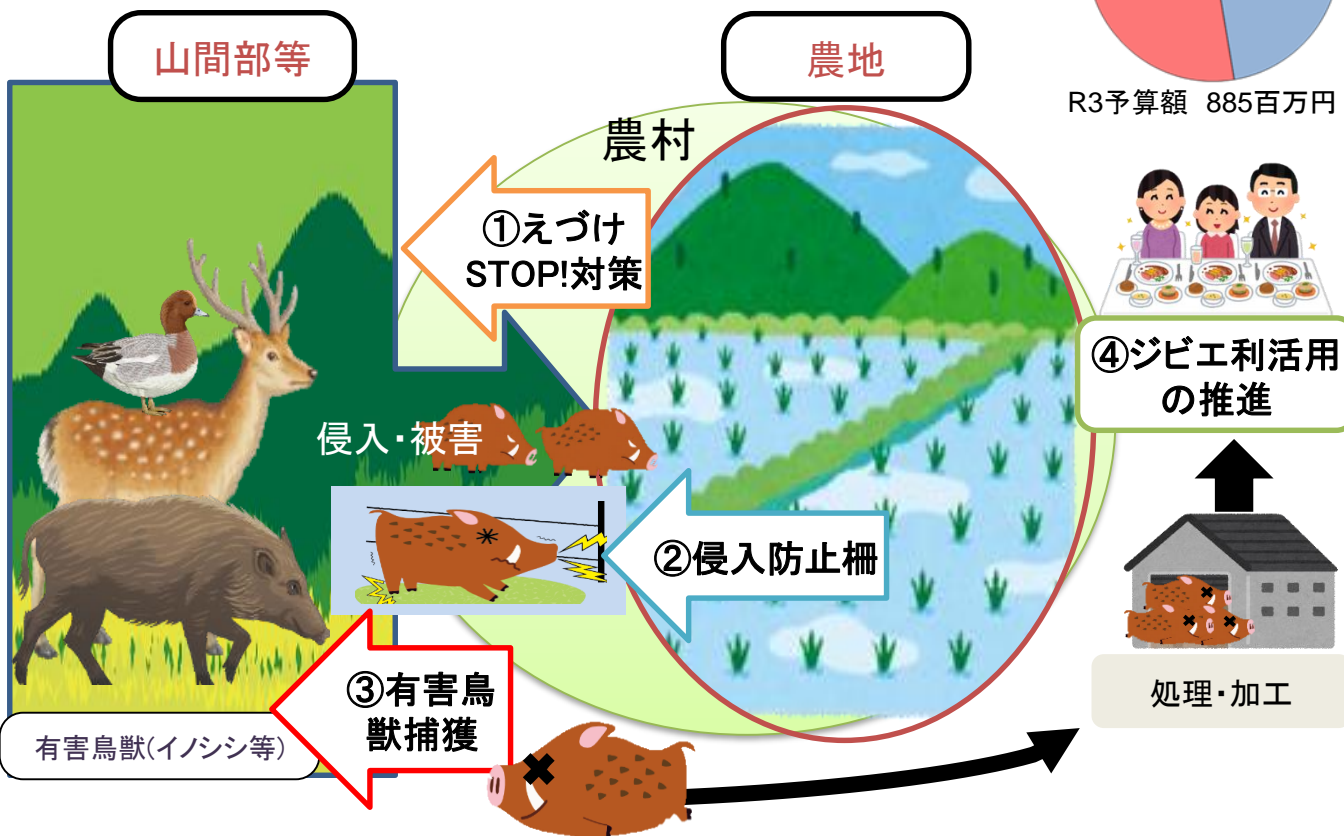


図4 地域別での被害額の推移(令和2年度→令和3年度)

(3) 熊本県における農作物への鳥獣被害対策の取組

本県では、野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理を行う、①「えづけSTOP!対策」を基本として、②「農地への侵入・被害防止」 ③「有害鳥獣捕獲」、捕獲した鳥獣の ④「ジビエ利活用の推進」の4本柱により、野生鳥獣による農作物被害防止と捕獲した鳥獣の利活用を推進しています。

農作物鳥獣被害対策のイメージ



①えづけSTOP!対策

- ・集落みんなで有害鳥獣の生態を勉強
- ・鳥獣のエサとなる放置果樹や収穫残り 供え物を除去、無意識のえづけを止める
- ・集落や農地周辺の鳥獣のひそみ場となる 藪や茂みを無くす (実施地区の育成・実践塾の開催・強化月間) 十カ七類被害対策

②農地への侵入・被害防止

- ・侵入防止柵の設置
- ・市町村による被害防止活動支援

③有害鳥獣捕獲

- ・捕獲の強化・担い手育成
- ・年間捕獲目標設定 R2～シカ、イノシシ

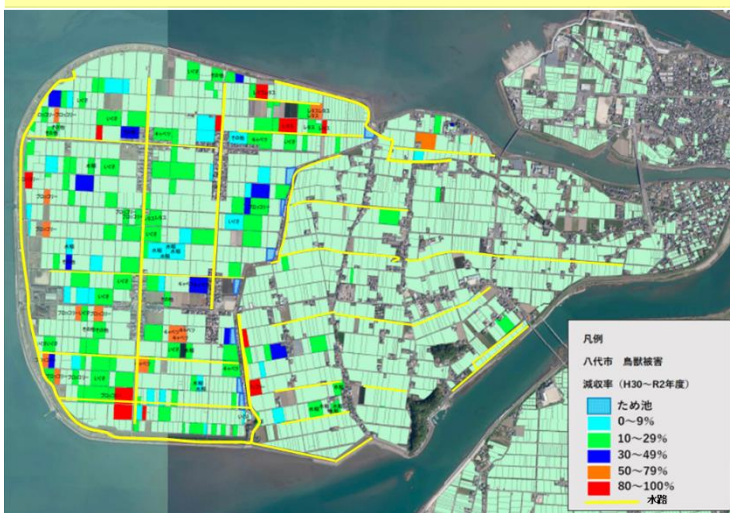
④ジビエ利活用の推進

- ・ジビエ利活用のための施設整備
- ・衛生管理技術研修、認証取得推進
- ・認知度向上、販路拡大 十事業者支援

(4) カモ類による農作物への被害防止対策の取組

- カモは群れで飛来することから侵入防止対策がとりづらく、これまで効果的な対策は確立されていません。
- 県では、カモの生態を調査し、わなによる捕獲や船上捕獲の実証を行いました。また、ほ場への侵入を防止するため、水路に糸を張り巡らせたり吹き流しや撃退装置を設置し、効果の検証を行いました。
- これらの実証や検証の結果、遊水池や水路に近いほ場に被害が集中していることや、一度えさ場となったほ場では追払いが難しく、繰り返し被害が発生することが分かりました。
- **新たに飛来したカモがえさ場と認識する前の早い段階で対策を講じること、水路への防鳥糸の設置、収穫残渣のすき込み、捕獲と併せた威嚇による追払い等の対策を、複数組合せて実施することが重要です。**
- これらの成果を基に「カモ類による露地野菜被害防止対策マニュアル」を作成し、被害防止対策の普及拡大に取り組んでいます。

くまもと農地GIS*を活用した被害の見える化



* 農地GIS(地理情報システム)は、各種情報をほ場の筆界ごとに地図上に表示し、関連づけながら「見える化」することが可能となります。

カモ類による露地野菜被害防止対策マニュアル

コロナ禍における鳥類被害防止緊急対策事業実証成果



熊本県農林水産部農村振興局
むらづくり課

複数の対策を組合せた例

水路に糸を張り巡らせる



レーザーライト



吹き流し



(5) 関連データ

① 侵入防止柵設置状況 (鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫))

単位 : m

年度	H29実績	H30実績	R1実績	R2実績	R3実績	R4計画
電気柵	99,250	113,074	100,497	92,564	106,129	90,179
金属柵	183,929	156,005	127,531	124,929	167,829	67,253
ネット柵	0	850	277	0	0	0
計	283,179	269,929	228,305	217,493	273,958	157,432

※その他、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金で侵入防止柵の整備が可能

② 野生鳥獣の捕獲頭数

単位 : 頭・羽

年度		H29	H30	R1	R2	R3
イノシシ	有害鳥獣捕獲等	24,294	23,812	29,531	32,400	27,987
	狩猟	7,833	6,925	5,711	4,851	4,604
	計	32,127	30,737	35,242	37,251	32,591
シカ	有害鳥獣捕獲等	13,860	16,566	18,742	19,565	22,287
	狩猟	3,500	3,988	2,782	2,803	2,701
	計	17,360	20,554	21,524	22,368	24,988
サル	有害鳥獣捕獲等	172	165	280	177	-
	狩猟	-	-	-	-	-
	計	172	165	280	177	-
アナグマ	有害鳥獣捕獲等	308	425	390	795	-
	狩猟	53	18	26	41	-
	計	361	443	416	836	-
カラス	有害鳥獣捕獲等	5,739	6,130	5,003	5,533	-
	狩猟	1,205	288	207	164	-
	計	6,944	6,418	5,210	5,697	-
カモ	有害鳥獣捕獲等	85	226	237	1,041	-
	狩猟	4,366	2,387	1,981	1,748	-
	計	4,451	2,613	2,218	2,789	-
ヒヨドリ	有害鳥獣捕獲等	2,588	1,690	4,141	5,162	-
	狩猟	2,046	662	3,044	2,280	-
	計	4,634	2,352	7,185	7,442	-

自然保護課集計中

<参考> 鳥獣国庫(緊急捕獲活動支援事業)における交付実績

単位 : 千円

	H29	H30	R1	R2	R3
交付金額	216,660	231,915	268,122	280,587	311,960

③ 捕獲活動の支援(交付単価)

単位 : 円/頭・羽

鳥獣名	個体の処理方法	国交付金上限単価	α		交付額(補助金計)
			県上乘単価	市町村上乘単価	
イノシシ	ジビエ等利用	9,000	-	任意上乘	9,000 + α
	焼却処分等利用	8,000	-	任意上乘	8,000 + α
	上記以外	7,000	-	任意上乘	7,000 + α
シカ	ジビエ等利用	9,000	市町村上乘以内 上限1,000円※	任意上乘	9,000 + α
	焼却処分等利用	8,000	市町村上乘以内 上限1,000円※	任意上乘	8,000 + α
	上記以外	7,000	市町村上乘以内 上限1,000円※	任意上乘	7,000 + α
サル		8,000	市町村上乘以内 上限11,000円※	任意上乘	8,000 + α
その他の獣類 (幼獣含む)		1,000	-	任意上乘	1,000 + α
鳥類		200	-	任意上乘	200 + α

※ : 県と市町村を合わせた額の1/2以内でかつ、1頭につきシカは上限1千円、サルは上限1万1千円。

※鳥獣被害防止総合対策交付金において、令和3年度に限り、緊急捕獲活動支援事業における取組状況(イノシシ・シカ(成獣)の捕獲頭数)に応じて、捕獲頭数の増加に応じた加算(最大3,000円/頭)ができることとなっていた。

④ 狩猟免許合格者・所持者数

単位 : 人

	H29	H30	R1	R2	R3
狩猟免許合格者	345	427	381	423	468
狩猟免許所持者	5,332	5,273	5,464	5,684	5,656

※ ②及び④は自然保護課調べ